

# 訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

出版妨害禁止等請求事件

訴訟価額 金 3 2 0 万 3 0 0 2 円也

貼用印紙 金 2 2 , 0 0 0 円也

## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告両名が別紙著作物目録記載の脚本を別紙書籍目録記載の書籍に収録し、出版することを妨害してはならない。
  - 2 第1項の出版の被告に対する著作権使用料は3000円であることを確認する。
  - 3 被告は原告荒井晴彦に対し、金1円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 4 被告は原告社団法人シナリオ作家協会に対し、金1円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- 旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

## 請求の原因

### 目 次

第1、はじめに 本件訴訟の概要と本質

第2、当事者

第3、権利の目的たる著作物及び著作権者

第4、被告の許諾拒否行為

第5、被告の許諾拒否の正当性の有無

第6、本脚本出版の合意の成立

第7、出版妨害禁止の請求

第8、原告両名の損害

### 第1、はじめに 本件訴訟の概要と本質

本件は《前代未聞の異常事態》(甲2。280頁)として始まった。すなわち、「毎年その年度を代表する10本のシナリオを掲載し後世に残していくことを目的としている」年鑑代表シナリオ集の2006年度に選ばれた脚本「やわらかい生活」が、2007年6月、その原作者である被告から掲載許諾を拒絶されたからである。

これまで、原作者が著作権使用料の額などの経済的理由でDVDの販売など個別の二次使用を拒絶したケースは聞いたことがあっても、しかし、今回のように、完成した映画は劇場公開され、テレビ放送、DVDの販売・レンタル、海外セールスも順調に進行していた矢先、脚本の年鑑代表シナリオ集への収録・出版という商業的利用から最も遠い、文化的遺産としての意味をもつ利用だけが「シナリオを活字として残したくない」という理由で許諾拒否されたというのは過去に前例がない。

そのため、原作者の「横暴」をめぐって、脚本家の間から異論が湧き上がったのは当然である。そして、原作と脚本という、映画著作物からみて共に原著作物に位置する2つの著作物の関係をめぐって、脚本家の間で激しい芸術論争が巻き起こった。

本件は芸術論としてみた場合、複雑多岐に渡るデリケートな議論を含んでいる。しかし法律論としては単純明快である。なぜなら、本件では、もともと原作者(被告)側で契約書のドラフトを用意し、締結した本件の原作使用契約の中に、いわゆる二次利用について「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわ

ない」という、今日の映画製作・利用の実態に即した合理的な許諾のやり方を盛り込んでおきながら、自らそれを実行しなかったからであり、それゆえ、本件の唯一最大の争点は、「脚本の年鑑代表シナリオ集への収録・出版に対する原作者（被告）の許諾拒否が、一般的な社会慣行並びに商習慣等に反するかどうか」だからである。この点、原告両名は、被告の前記拒否は一般的な社会慣行並びに商習慣等に明らかに反すると考え、被告に対し円満解決のための交渉をくり返し申入れたが、被告からは一片の誠意もなく、交渉決裂となり、訴訟を余儀なくされたものである。

脚本の出版は華々しい映画の二次利用の中において最も地味なものである。しかし、脚本こそ映画製作の要となる最も重要なものである。その脚本を、後世に残すことを目的とする年鑑代表シナリオ集に収録することは脚本家にとっては最も大切なことである。このような大切な権利の実現を、原作者の恣意と契約違反に弄ばれて妨害されることがないようにしたい、これが本裁判の目的である。

## 第2、当事者

### 1、原告

(1)、原告荒井晴彦（以下、原告荒井という）は、1947年、東京生まれ、1969年、早稲田大学第二文学部抹籍。1977年、日活ロマンポルノ『新宿乱れ街 いくまで待って』で脚本家デビュー。1984年、『Wの悲劇』でキネマ旬報脚本賞、毎日映画コンクール脚本賞を受賞。1988年、『噛む女』『リボルバー』でキネマ旬報脚本賞を受賞。2002年、『KT』とテレビドラマ「事故」で第5回日本シナリオ作家協会菊島隆三賞受賞。2003年、『ヴァイブレータ』でキネマ旬報脚本賞、毎日映画コンクール脚本賞を受賞。2006年、『やわらかい生活』『愛妻日記』テレビドラマ「指」で第9回日本シナリオ作家協会菊島隆三賞受賞。

また、1989年より現在に至るまで季刊「映画芸術」の編集・発行人を務め、日本映画の普及と向上に努める。2004年に刊行した「シナリオ 神聖喜劇」では未映画化にもかかわらず第8回日本シナリオ作家協会菊島隆三賞を受賞。

(2)、原告社団法人シナリオ作家協会（以下、原告協会という）は脚本家が組織する団体で、1936年に関東地区で設立された脚本家の任意団体「シャッポーの会」と1937年に関西地区で設立された脚本家の任意団体「関西シナリオ作家クラブ」が同年8月合流し、全国組織の任意団体「日本映画作家協会」が設立されたが、その団体が、1950年、文部省の認可を得て「社団法人シナリオ作家協会」となったものである。

「シナリオの文化的使命の重要性を認識し、作家の相互の信頼と協力とによってシナリオ作家の適切なる活動を図り日本映画文化の向上発展に寄与することを目的」として、「シナリオ創作活動の適正と育成に必要な研究調査」などの諸事業を行なっている。原告協会の編纂委員会により、協会員、非会員を問わず、その年に公開された映画の中で最も優れた脚本を複数選考する「年鑑代表シナリオ集」の編纂・発行事業は、1952年創刊以来、今日まで57年にわたり続けられてきた原告協会にとって重要な事業の1つである。

## 2、 被告

被告は、東京都出身の小説家で、2003年、「イツツ・オンリー・トーク」で文学界新人賞を受賞、小説家デビューし、2006年、「沖で待つ」で芥川賞を受賞した。

## 第3、権利の目的たる著作物及び著作権者

### 1、 原告

原告荒井は、2004年3月頃、映画製作のために、被告著作の小説「イツツ・オンリー・トーク」(甲4)を原作として脚本「やわらかい生活」(以下、本脚本という。甲1)を執筆し、原告荒井が本脚本の著作者であり、著作権及び著作者人格権を保有している。

### 2、 被告

被告は、2003年、小説「イツツ・オンリー・トーク」(以下、本原作とい

う。甲4)を執筆し、被告が本原作の著作者であり、著作権及び著作者人格権を保有している。また、訴外株式会社文藝春秋(以下、訴外文藝春秋という)が本原作の著作権を管理している。

他方、被告は、本脚本の原著作物の著作者として、本脚本の利用に関し、原告荒井と同一の著作権及び著作者人格権を保有している(著作権法28条)。

#### 第4、被告の許諾拒否行為

1、原告荒井は、2003年4月頃から、映画監督の訴外廣木隆一(以下、訴外廣木という)、映画プロデューサーの訴外森重晃(以下、訴外森重という)らと3人で映画製作の企画の検討を開始し、同年7月頃、本原作を原作とした映画製作を企画し、訴外森重を通じて被告との間で、同年9月、映画化のための原作使用契約を締結した(それゆえ、原告荒井が本脚本の執筆を担当することは、本原作使用の申込の時点で被告側に伝えてあるが、契約上は、訴外森重が属する有限会社ステューディオスリー 以下、訴外ステューディオスリーという。契約では乙と略称と本原作の著作権を管理する訴外文藝春秋 契約では甲と略称 が契約当事者となった。以下、本原作使用契約という)。

2、このとき、本原作使用契約の契約書は被告側の訴外文藝春秋が用意したが、それによると、被告側は、本原作を原作として脚本を執筆し、映画を製作し、劇場公開することを許諾し、また、完成した本映画の放送、DVD化、海外利用や脚本の出版などのいわゆる二次利用(以下、本二次利用という)の許諾については、「乙は、予め甲(原告注:訴外文藝春秋)の書面による合意に基づき、別途著作権使用料を支払うことによって、次の各号に掲げる行為をすることができる。ただし、甲は一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわない」という手続が進めることが合意された(第3条5項。尤も、原告両名とも、本項但書の存在を2008年4月まで知らなかった)。

3、原告荒井は、本原作使用契約に基づき、2004年3月頃、本脚本を執筆・完

成し、同年11月上旬、監督訴外廣木、主演寺島しのぶらにより、クランクイン<sup>1</sup>し、同年12月上旬、クランクアップ<sup>2</sup>し、2005年4月より本映画は劇場公開された。

4、他方、本二次利用については、2007年1月、被告の許諾のもとに、本映画のDVDの発売とレンタルが開始される。同年8月、被告の許諾を得て、本映画がテレビ放送される。また、この時期、被告の許諾を得て、本映画の海外セールスを行なった。こうして本映画の二次使用も順調に実行されていた(以上1～4については、甲5原告荒井陳述書)。

5、ところが、本二次使用のうち本脚本の出版について、2007年6月、被告より突如、許諾拒否の回答が出されたため、原告側よりその許諾を求めてくり返し申し入れを重ねてきたが、被告の許諾拒否の態度は変わらなかった(以下、甲6加藤陳述書)。すなわち、

(1)、2007年3月、原告協会の年鑑代表シナリオ集編纂委員会(以下、本編纂委員会という)で本脚本が「'06年鑑代表シナリオ集」の収録作品のひとつに選ばれた。

(2)、同年6月上旬、「'06年鑑代表シナリオ集」の編集作業を担当する訴外マルヨンプロダクションから訴外文藝春秋に対し、本脚本を「'06年鑑代表シナリオ集」に収録し出版することの許諾を申請した。

(3)、同月28日、訴外文藝春秋より前記プロダクションに、被告が本脚本を「'06年鑑代表シナリオ集」に収録し出版することを拒否した旨の連絡が入った。

(4)、翌7月19日、原告協会の代表である加藤正人会長(当時)が訴外文藝春秋を訪問し、改めて前記許諾を依頼したが、対応した訴外文藝春秋との間で何の進展もなかった。

(5)、翌8月6日、原告協会事務局長より訴外文藝春秋に対し、代案として、原作

---

<sup>1</sup> 映画の撮影を開始すること。

者名を外した形での本脚本の収録・出版の許諾を申請したが、これに対しても、同月24日、訴外文藝春秋より、「原作者としては、あのシナリオを活字として残したくない」という、強いご意志を示しておられます。」ということで拒否の回答があった。

(6)、翌9月3日、原告協会の理事会で、被告の許諾が得られないため、本脚本を「'06年鑑代表シナリオ集」に収録し出版することを断念する。

(7)、翌2008年4月、原告両名は、初めて、本原作使用契約第3条5項に但書として「ただし、甲は一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわない」という制限が存在することを知った。同月、原告協会の本編纂委員会は本脚本を「'07年鑑代表シナリオ集」に収録することとし、訴外ステューディオ スリーにその旨を依頼し了承を得た。そこで、6月頃、本原作使用契約第3条5項に基づいて、訴外ステューディオ スリーから訴外文藝春秋に対し、本脚本を「'07年鑑代表シナリオ集」に収録し出版することの許諾を申請した（その申請書の文案は甲8の通り）

(8)、しかし、前記申請に対し、その後、訴外文藝春秋からは何の回答もなかった。

(9)、同年11月、原告協会の依頼に基づき訴外ステューディオ スリーから訴外文藝春秋に対し、前記(7)の申請に対する回答がないことに対し、改めて、本原作使用契約第3条5項但書に基づき、原作者は「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわない」という契約意図に沿う形で進めさせて頂きたい旨回答の催促を申入れ、「万が一、利用を許諾できない場合にはその理由を明記し、必ず文書でご回答下さるよう」お願いする書面を送付した（その書面の文案は甲9の通り）

(10)、これに対し、同年11月25日、訴外文藝春秋の著作権事業部の佐藤氏より訴外ステューディオ スリーに対し、電話で、許諾できない旨の回答があった。その

---

<sup>2</sup> 映画の撮影が完了したこと。

際、許諾できない理由については何の説明もなされなかった。

(11)、翌2009年3月16日、原告両名の連名で、訴外文藝春秋宛てに以下の趣旨の質問状を送付した(甲10)

ア、本脚本出版をめぐる原作者と脚本家の関係とは、著作権者と著作物の単なる利用者の関係ではなく、脚本という著作物の利用をめぐって、権利者(著作権者と原著作物の著作権者)同士の権利の調整の問題であること。

イ、のみならず、原作者と脚本家とは、原作使用をめぐり、形式上は原作者と脚本家の間に映画製作会社等が介在するため契約当事者にならないものの、原作者の許諾に基づいて脚本執筆をするという意味で、実質的には契約関係に立った者同士という極めて緊密な関係にあること。

ウ、そうだとしたら、原作者と脚本家の間を規律する根本原理が「お互いに信頼関係に立脚して信義誠実に振舞うこと」にあることは明らかであり、だからこそ、このような信義誠実の原則は「原作者は一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行わない」ことを定めた本原作使用契約3条5項但書に具現化されたものであること。

エ、このことは本原作使用契約書のドラフトを作成した訴外文藝春秋も熟知している筈であること。

オ、にもかかわらず、商業的目的とは異なる、毎年優れた映画シナリオを掲載して発刊する文化的目的を有する本出版に対して、訴外文藝春秋より、原作者の意思として、やむを得ない正当な理由を何一つ示すことなく、単に「許諾しない」と回答するのは、到底、本原作使用契約3条5項但書に則った行動とは言えず、信義誠実の原則を裏切る行為を言わざるを得ないこと。

カ、加えて、原作者は、一方で、本原作使用契約3条5項但書が適用される本映画の二次利用については、これまですべて許諾しながら、他方で、ひとり本出版のみ許諾拒否をするというダブルスタンダードの態度は脚本家のみならず万人にとっても理解不可能なものであり、信義誠実の原則に照らし、権利の濫用と評されても弁



解の余地がないこと。

キ、以上の通り、ダブルスタンダードの許諾の点も含め、改めて、本脚本の出版だけを拒否することが「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反しない」理由を書面に2週間以内に回答されるよう依頼すること。

しかし、これに対しても、被告はもとより訴外文藝春秋から現在まで何の回答もない。

6、以上の一連の経過は、書証として経過年表（甲11）にまとめた通りである。

7、小括

以上の通り、被告は、本映画の二次使用のうち本脚本の出版についてのみ、原告側の度重なる許諾申請にもかかわらず、現在まで、「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反しない」ことの原因を一切説明することなく、許諾拒否の姿勢を頑なに取っている。

## 第5、被告の許諾拒否の正当性の有無

1、はじめに 立証責任について

二次使用の合意に関する本原作使用契約3条5項但書は、その体裁からして、二次使用を拒否しようとする原作者が自ら「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反しないこと」を主張、立証しなければならないことが明らかである。

しかし、本裁判では、被告の答弁を待たずに、原告側から「原作者の拒否が一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する」ことを明らかにしておく。

2、正当性判断の基本原則について

(1)、原告荒井と被告は権利者同士という関係

原告荒井は脚本の著作権者であり、両者は一方が著作権者で他方が純然たる利用者という関係ではなく、脚本という著作物の利用をめぐって、権利者（著作権者と原著作物の著作権者）同士の権利の調整の問題であること。

(2)、原告荒井と被告は契約当事者に準じる関係

形式上は原作者と脚本家の間に映画製作会社等が介在するため契約当事者にならないものの、原作者の許諾に基づいて脚本執筆をするという意味で、実質的には契約関係に立った者同士という極めて緊密な関係にあること。

### (3)、原作者と脚本家の間を規律する基本原理

従って、それは「お互いに信頼関係に立脚して信義誠実に振舞うこと」にあり、「原作者は一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行わない」ことを定めた本原作使用契約3条5項但書はこの基本原理を具現化したものである。

## 3、脚本家（原告荒井）側の事情

### (1)、利用目的について

本脚本の本件の利用目的は年鑑代表シナリオ集への収録・出版であり、これは商業的利用ではなく、極めて文化的な意義の高い、社会的使命を帯びた利用である。

(2)、本脚本・本映画は以下の通り、高い社会的評価を受けている。

#### ア、本脚本

- ・2006年度の年鑑代表シナリオに選出。
- ・第9回菊島隆三賞<sup>3</sup>。

#### イ、本映画

- ・第19回シンガポール国際映画祭 最優秀作品賞
- ・第28回ヨコハマ映画祭 ベストテン8位
- ・第2回おおさかシネマフェスティバル賞 助演男優賞（豊川悦司）
- ・第8回バルセロナ・アジア映画祭で、審査員特別賞&最優秀監督賞
- ・サンダンスフィルムフェスティバル 上映
- ・プラハ映画祭 上映

---

<sup>3</sup> 映画、テレビを問わず、その年に発表されたすべての脚本を対象として、最も優れた脚本を、審査員である脚本家が選出して、作品を執筆した脚本家に与える賞のこと。黒澤明監督の数々の映画の脚本家として知られる故菊島隆三氏の未亡人の遺言により遺産の一部が社団法人シナリオ作家協会に寄贈され、それを基金として1998年に設立された。

- ・ドーヴィル映画祭 廣木監督特集で上映
- ・2006年函館イルミネーション映画祭 オープニング上映
- ・川崎市市民ミュージアム『脚本家 荒井晴彦』特集で上映
- ・日本映画プロフェッショナル大賞 2006年 主演男優賞（豊川悦司）
- ・日本映画プロフェッショナル大賞 2006年 特別賞（廣木隆一）
- ・日本映画プロフェッショナル大賞 2006年 ベスト10 第3位
- ・キネマ旬報 2006年度日本映画ベスト・テン 第12位
- ・映画芸術 2006年ベスト（日本映画）第1位

#### 4、原作者（被告）側の事情

##### (1)、許諾のダブルスタンダードの不当性

被告は、原作使用契約締結後、脚本執筆、映画製作、劇場公開、原作の二次的著作物の二次利用については全て了解または許諾していながら、ひとり脚本の出版のみ拒否。このダブルスタンダードの態度には合理性がなく、不当極まりない。

##### (2)、手続面における不誠実さ

この間、原作使用契約の当事者である訴外スチューディオ スリーから何度も、許諾申入れをし、又は許諾拒否の理由を明かにするよう求めても、被告側は一度もその理由を明らかにしなかったし、その後、原告協会からも許諾拒否の理由を明らかにするように質問状を出したにもかかわらず、回答しようとしなかった。手続的にも不誠実極まりない。

#### 5、本件の許諾拒否に対する脚本・映画界の評価

‘06年鑑代表シナリオ集のあとがきで、原告協会の代表加藤正人会長（当時）は次の文章を寄せている。

《荒井晴彦氏の執筆した「やわらかい生活」は、シナリオ作家協会の委員により、本年度の年鑑代表シナリオに選出されました。しかしながら、原作者の許諾が得られないという前代未聞の異常事態が発生し、大変遺憾ではありますが、ここに掲載することができませんでした。》

「やわらかい生活」は、シナリオ作家協会の圧倒的な支持を得て、第9回菊島隆三賞の榮譽に輝きました。

まごうことなき秀作シナリオであり、荒井晴彦氏の見事なる著作であることをここに記します。》(甲2。280頁)

また、2006年度と2007年度の年鑑代表シナリオ集の解説を書いた、京都造形芸術大学教授で、映画評論家の寺脇研氏は、そこで次のように述べている(なお、寺脇氏は本原作使用契約のことは一切知らず、もっぱら著作権法のレベルで本件の法律問題を理解している)

《それにしても、映画は既に公開された上に、DVD化もされ、  
にもかかわらず、この年鑑への掲載を指し止めるというのは、理不尽とも思える仕打ちだ》(甲2。281頁)

《改めて言うが、これは「やわらかい生活」という映画だけの問題ではないし、荒井晴彦の個人的問題でもない。あらゆる映画人、いや、あらゆる表現者に及ぶ問題なのである》(甲3。292頁)

さらに、2007年3月、本脚本を「'06年鑑代表シナリオ集」の収録作品のひとつに選考した年鑑代表シナリオ集編纂委員会の、その当時の委員長だった井上正子氏は、次のように述べている。

《今まで脚本家が書いたシナリオの公表(掲載)が、原作者の反対に会って不可能になったという事態は、長い「年鑑代表シナリオ集」編纂の歴史の中で例がありません。しかも、すでに映画『やわらかい生活』は一般に公開され、DVDで販売にもレンタルにもなり、TV放映もされ、海外セールスも行なわれており、社会的に認知されている作品です。そのシナリオの紙面掲載だけが拒否ということは、いったいどういうことなのでしょうか。理不尽としか言いようがありません。》(甲7。2頁3～9行目)

## 5、小括

以上から、被告の許諾拒否は、本原作使用契約3条5項但書の「一般的な社会慣

行並びに商習慣等に反する」ものであることが明らかである。

## 第6、本脚本出版の合意の成立

1、そこで、問題は、第5で明らかな通り、被告の許諾拒否に正当性が認められない本件において、本脚本出版の合意は成立するかである。

結論として本脚本出版の合意は成立する。理由は以下の通りである。

### (1)、本脚本出版の合意の特徴

本脚本出版の合意の特徴は、それが申込と許諾の合致からなる一般の契約とは異質な点にある。すなわち、本件は、既に、原作に基づいて、脚本を執筆し、その脚本で映画を製作し、完成した映画を劇場で公開することを許諾する原作使用契約が締結済みであり、その原作使用契約の中に本脚本出版などの二次利用の合意の手続が盛り込まれている。この点こそ本件の最大の特徴である。

では、本原作使用契約はどうしてそのような特異な構造を取っているのだろうか。

### (2)、本原作使用契約の構造の意味について

かつて日本映画の最盛期では映画の利用は劇場公開だけだった。しかし、今日の映画ビジネスは、劇場公開のみならず、放送、DVD化、海外使用など様々な方法による二次使用が当然の前提とされている。

尤も、実際の利用は、まず劇場公開を実施し、そのあとに順次、放送、DVD化、海外使用などの二次使用を実施するのが通常である。そして、これらの二次使用に関しては、その実施の時期、利用の主体、利用条件などが原作使用契約の締結段階では定まっていないことが多い。

そこで、原作使用契約では一次使用（劇場公開）についてだけ確定的な合意をし、二次使用については、後日、これらが具体化した段階で、改めて、原作者と合意するというやり方を取ることが多い。

しかし、だからといって、二次使用について、一般の契約のようにまっさらな状態で一から「申込と許諾」を問題とする訳ではなく、あくまでも基本契約（一次使用の合意）を済ませた者同士が引き続き付随的な合意（二次使用の合意）のために具体的な詰めを行なうだけのものにほかならない。だからこそ、その合意形成にあたっては、原作者には「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反しない」場合に限り二次使用の許諾に対する拒否権を行使できるだけで、それ以外には合意を拒むことはできない扱いになっている。

以上が、本原作使用契約の構造の意味である。

### (3)、契約（法律行為）の解釈の基本原則

そこで、本原作使用契約3条5項但書の解釈が問題となるが、この点、我妻栄がいみじくも述べた通り、《当該の法律行為によって当事者が達成しようとした経済的または社会的目的を捉え、法律行為全内容をこの目的に適合するように解釈することが、法律行為解釈の第一の標準である》（「民法総則（民法講義）250頁[287]」）

そこで、この基本原則に従って本原作使用契約を解釈したら、以下のことが明らかとなる。

### (4)、本原作使用契約の経済的または社会的目的に基づく解釈

前記(2)で述べた通り、本原作使用契約の経済的または社会的目的とは、製作した映画を様々な方法で利用することを通じ、映画を広く世に知らしめ、かつ映画製作費を回収し、利益をあげることにある。そして、この目的を実現するために、一次使用（劇場公開）も二次使用も当然想定した上で、一次使用についてだけ確定的な合意をし、二次使用については、後日、これらが具体化した段階で、改めて、原作者と合意するというやり方を採用した。

従って、このような経済的または社会的目的にかんがみれば、本原作使用契約に

において、原作者は、相手方からの二次使用の申込に対して、何も意思表示をしない場合はもとより、たとえ拒否の意思表示をした場合であっても、それが「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する」場合には、二次使用の合意が成立すると解すべきである。なぜなら、このような場合には、原作者は本原作使用契約3条5項但書に基づき、二次使用の合意を拒むことはできない以上、そのような場合には、  
 .  
 黙示の意思表示により承諾があったと認めるべきであり、または   
 . 意思の実現による契約が成立した（民法526条2項）と認めるべきであり（\*1）それがまた契約当事者の意図した経済的または社会的目的に最も合致しているからである。

（\*1）我妻栄は「債権各論上巻（民法講義）71頁[101](イ)で、「承諾の意思表示と認むべき事実」とは何かについて、申込に対して《不承諾の場合にはとくに一定の積極的行為をなすべきことが取引界の実情として要求されている場合など特別な事情があるときには、沈黙も承諾の事実と認められる》と解説していることを参照。

## 第7、出版妨害禁止の請求

1、以上の通り、被告側は、本原作使用契約第3条5項柱書「乙は、予め甲の書面による合意に基づき、別途著作権使用料を支払うことによって、次の各号に掲げる行為をすることができる。ただし、甲は一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわない」の但書を履行する義務を負っているところ、原告協会は、2008年4月、本脚本を「'07年鑑代表シナリオ集」に収録することとし、訴外スチューディオスリーにその旨を依頼し、これを了承した訴外スチューディオスリーが、6月、本原作使用契約第3条5項に基づいて、訴外文藝春秋に対し、本脚本を「'07年鑑代表シナリオ集」に収録し出版することの許諾を申請したにもかかわらず、訴外文藝春秋は何の回答もしなかったのだから、従って、相当の

期間の経過により本脚本出版の合意は成立したと解すべきである。

その後、同年11月、原告協会の依頼を受けて、訴外ステューディオ スリーが訴外文藝春秋に対し、改めて、本原作使用契約第3条5項に基づき、本脚本を「07年鑑代表シナリオ集」に収録し出版することの許諾を、《万が一、利用を許諾できない場合にはその理由を明記し、必ず文書でご回答下さるよう》明記した上で申請したにもかかわらず、同年11月25日、訴外文藝春秋より、許諾できない理由について何の説明もないまま、許諾できない旨電話の回答があったのだから、これは明らかに、本原作使用契約第3条5項但書に違反した、一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否であり、遅くともこの許諾拒否があった同年11月25日の時点で、本脚本出版の合意は成立したと解すべきである。

また、原告協会と訴外ステューディオ スリーとの間で、原告協会が本脚本を年鑑代表シナリオ集に収録して出版することについて、遅くとも2008年6月に合意があったことは、以上の経過からも明らかである。

2、原告協会は、これまで、「年鑑代表シナリオ集」に原作付きシナリオを収録するにあたっては、収録を許諾してもらった原作者に、その謝礼として、当該「年鑑代表シナリオ集」を贈呈してきた（甲6・加藤陳述書4頁15～18行目）従って、本脚本の出版の許諾に関して被告に支払うべき著作権使用料としては当該「年鑑代表シナリオ集」相当額すなわち3000円が適切である。

3、よって、請求の趣旨第1項及び第2項に記載の通りの判決を求める。

## 第8、原告両名の損害

### 1、慰謝料について

以上述べた通り、本来なら、被告は、本脚本の出版許諾すべきにも関わらず、恣意的な理由により許諾拒否に及んだものであり、そのために、本出版の延期を余儀なくされた原告両名が被った精神的苦痛は測り知れない。

それゆえ、原告両名の被った精神的苦痛を慰謝するためには、その慰謝料の金額



は、原告それぞれについて、少なくとも200万円を下らない。したがって、被告は、原告それぞれに対し、慰謝料として金200万円を支払う義務がある。

## 2、損害（弁護士賠償）

原告両名は、訴訟前の交渉において、条理に適った自主的な解決をめざして、被告側に自ら或いは訴外ステューディオ スリーを通じて、くり返し積極的に申し入れしたにもかかわらず（その一部が甲8～10）、被告側は第4で前述した通り、誠意のかけらも示さなかった。そのため、やむなく、原告両名は、本件提訴を余儀なくされ、訴訟遂行のための弁護士費用の支出を余儀なくされた。

その数字は、本訴訟が一般の民事裁判と異なり、著作権の専門的領域にわたるため、少なくとも金200万円を下らない。

3、よって、原告両名は被告に対し、原告それぞれについての前記損害合計金400万円のうち、本訴においては一部請求として、請求の趣旨第3項及び第4項に記載の通り、金1円及びこれに対する訴状送達の日から支払済に至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

## 証拠方法

2009年7月14日付証拠説明書記載の通り

## 添付書類

1、訴訟委任状	1通
1、代表者事項証明書	1通
1、証拠説明書	2通

2009年 7月14日

原告兩名訴訟代理人

弁護士 柳 原 敏 夫

東京地方裁判所 民事部 御中

当事者目録

〒185-0036

東京都国分寺市高木町3丁目24番1号

原 告 荒 井 晴 彦

〒107-0052

東京都港区赤坂5丁目4番16号 シナリオ会館8階

原 告 社団法人シナリオ作家協会  
代表 理事 柏 原 寛 司

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビルヂング北館5階512区

武藤綜合法律事務所 (送達場所)

電話 03(6268)5880

FAX 03(6268)5881

上記兩名訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

群馬県高崎市 以下不明

(送達場所)

〒102-8008

東京都千代田区紀尾井町3番23号 株式会社文藝春秋 気付

被 告 絲 山 秋 子 こと  
西 平 秋 子

以 上

## 著作物目録

- 1、題名            やわらかい生活
- 2、執筆時期       2004年3月
- 3、原作            イッツ・オンリー・トーク

以 上

## 書籍目録

- 1、題名 09年鑑代表シナリオ集
- 2、編者 社団法人シナリオ作家協会  
年鑑代表シナリオ集編纂委員会
- 3、発行所 社団法人シナリオ作家協会
- 4、発行日 2010年9月 予定

以上